

最高裁秘書第 2659 号

平成 29 年 6 月 8 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

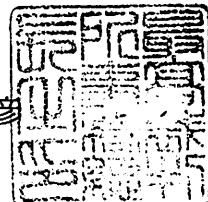
諮問番号 平成 29 年度（最情） 諒問第 29 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年6月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年6月6日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、「最高裁判所によって開示された司法行政文書以外にも、平成28年1月6日午前10時から午後1時までの間に行われた、判事補採用内定者に対する説明会の配付資料が存在するはずであるから、苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

68期判事補採用内定者に対する説明会に関する資料（開催案内、参加者名簿、座席図、配付資料等）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年5月12日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「68期判事補採用内定者に対する説明会に関する資料（開催案内、参加者名簿、座席図、配付資料等）」については、既に開示した平成27年12月10日付け最高裁判所事務総局人事局任用課長事務連絡「裁判官任命の手続について」及び平成28年1月6日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成27年度新任判事補研修について」の文書以外に、本件開示申出に係る文書は見当たらなかった。

イ よって、本件対象文書を開示対象文書とした上で、本件開示部分を開示した原判断は相当である。